

6月は 児童手当・特例給付の支払月です

福祉児童課 内線 227

児童手当・特例給付の支払いは、2月、6月、10月の年3回です。6月は支払月のため、金融機関で振り込みを確認してください。

▼支払日 6月9日（金）

▼支払対象月 平成29年2月～平成29年5月分

▼手当月額

児童手当	3歳未満	15,000円
	3歳以上小学校修了前	第1子・第2子 10,000円
		第3子以降 15,000円
	中学生	10,000円

特例給付（所得制限限度額を超える方） 一律 5,000円



◆児童手当制度の手続きはお済みですか

児童手当は、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する目的から、中学校修了までの児童を養育する方に支給されます。ただし前年（1月～5月までは前々年）の所得が所得制限限度額を上回る方は、特例給付を支給します。

出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合、児童手当を受給するには「認定請求書」の提出が必要です。（公務員の場合は勤務先）

※「認定請求書」を提出し、認定を受けなければ児童手当を受ける権利が発生しません。

児童手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から、支給事由が消滅した日の属する月分まで支給されます。

◆児童手当の現況届の提出をお忘れなく

児童手当（特例給付）を受給されている方は、現況届（6月1日における監護状況等を記載）の提出をお願いします。これを忘れると、たとえ受給の資格があっても6月分以降の児童手当が受給できなくなりますので、ご注意ください。

▼提出期間 6月1日（木）～6月30日（金）（ただし土・日曜日は除く）

午前8時30分～午後5時15分

※6月7日（水）・21日（水）は午後7時まで

▼提出方法 福祉児童課窓口または郵送（6月30日（金）必着）

▼現況届の用紙 本年5月現在の受給者には、6月1日以降郵送します。

▼添付書類

- ・厚生年金等に加入されている方（国民健康保険加入者を除く）は、健康保険証の写し
- ・平成29年1月2日以降に扶桑町へ転入された方は、平成29年度児童手当用所得証明書または所得課税証明書

※所得（課税）証明書は平成29年1月1日時点の住所地の市町村で取得してください。

※監護・養育者（保護者）と児童の住所が異なる場合や、外国籍の方は福祉児童課へご連絡ください。